

議第4号

高山市公文書館管理条例の一部を改正する条例について

高山市公文書館管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成31年2月26日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

公文書館の管理を直営に移行するため改正しようとする。

高山市公文書館管理条例の一部を改正する条例

高山市公文書館管理条例（平成22年高山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条の2 公文書館の管理に関する業務は、</u> <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第2</u> <u>44条の2第3項の規定により、指定管理者</u> <u>（同項に規定する指定管理者をいう。以下同</u> <u>じ。）に行わせるものとする。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う管理の基準)</u></p> <p><u>第3条の3 指定管理者は、この条例及び高山</u> <u>市公の施設における指定管理者の指定の手続</u> <u>等に関する条例（平成17年高山市条例第5</u> <u>号）並びにこれらの条例に基づく規則の規定</u> <u>に従い、公文書館の管理を適正に行わなけれ</u> <u>ばならない。</u></p> <p><u>(指定管理者が行う業務の範囲)</u></p> <p><u>第3条の4 指定管理者は、次に掲げる業務を</u> <u>行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 第3条第1号及び第2号に規定する事業</u> <u>の実施に関する業務</u></p> <p><u>(2) 公文書館の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要</u> <u>と認める業務</u></p> <p>(入館料等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>2 公文書館において公文書等の写しを交付し</u> <u>た場合の費用については、当該指定管理者の</u> <u>収入として収受させる。</u></p>	<p>(入館料等)</p> <p>第6条 (略)</p>

<p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>指定管理者</u>は、公文書館の利用者が他人の迷惑となるおそれのあるときその他管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、公文書館の利用者が他人の迷惑となるおそれのあるときその他管理上支障があると認められるときは、その利用を制限することができる。</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の高山市公文書館管理条例の規定により公文書館の管理を行うための準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。